

経営者によりそうパートナー

みどり通信 6月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第297号 2026. 6. 10

『初夏の福島（檜原湖）』



皆さんも一度は聞いたことのある民謡「会津磐梯山は宝の山よ～」の北塩原村からみた磐梯山(残念ながら山頂は雲がかかっています)



納豆おろしそば。新潟の布海苔そばも大好きですが、会津そばもコシが強くて美味しかったです

バスボートでバスフィッシングを楽しむ釣り人。冬はワカサギ釣りも楽しめます



CONTENTS

● ひと言、発言		P1
● 今知っておきたい相続の話	相続放棄の期間伸長と…注意点	P3
● 生命保険	「働けないリスク」に備える企業防衛	P7
● 令和8年度税制改正について		P9
● 事務所からのお知らせ		P10
● 営業カレンダー		P10
● あとがき		P10

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

「小さな会社は戦略が9割」

数日前に『小さな会社は戦略が9割』という本を購入しました。2026年6月発売の書籍です。



次は、本書の序章からの抜粋です

中小企業の経営者の方々と話していると、よく耳にする言葉があります。

「毎日朝から晩まで一生懸命やっているのに、なかなか会社が良くなるしない」

「社員のために待遇を良くしたいのに、あまり利益を残せない」

この言葉を発する経営者に共通しているのは、決して怠けているわけでも、経営能力が著しく低いわけでもないということです。

むしろ、誰よりも早く出社して現場に立ち、社員の家族のことまで真剣に考え、会社の将来に真っ正面から向き合っているような、まじめな誠実な人ばかりです。

地方の中小企業であればなおさら、社長自身がトップセールスマンであり、現場の責任者でもあり、一番の働き手であるというケースは珍しくありません。

こうした「努力が空回りしている状態」は、特別なものではなく、ごく一般的に起きている構造的な現象です。

そして多くの場合、その原因は経営者の努力不足でも、気合が足りないからでもありません。問題の根本は、会社に「戦略がない」もしくは「戦略がまったく機能していない」ことにあります。

その戦略とは、「自分たちがどこで戦い、どうやって勝つのかを決めること」であり、裏を返せば「どこでは戦わないのか、何をやらないのかを決めること」です。

本書のテーマは、努力不足ではなく「戦略の欠如」が会社を停滞させるという内容です。中小企業の経営者は、営業、採用、資金繰り、商品開発、顧客対応など、毎日かなり忙しく動いています。

それでもなかなか会社が良くなるしない場合、単に頑張りが足りないのではなく、戦う場所や勝ち方を間違えている可能性がある」と著者は指摘しています。

著者は、横井康孝さん。福井県の小さなユニフォーム販売会社を売上200倍に伸ばし、上場まで成長させた方で、その経験をもとに書かれています。

本書の構成は、

- 序 章 努力が報われる会社
- 第1章 小さな会社こそ戦略経営に目覚めよ
- 第2章 売上200倍にして地方から上場できた理由
- 第3章 イノベーションで成長の壁を超える
- 第4章 戦略を実行する「強い組織」の作り方
- 第5章 社員が自ら動き出す「エンゲージメント」の正体
- 第6章 AI・DX時代に「戦略で勝つ中小企業」が生き残る
- 終 章 戦略をやり切る経営者の条件

で構成されています。

一言でまとめると、「小さな会社は規模で勝つのではなく、絞り込んで圧倒的な強みを作ることで勝つ」というのが本書の最大のメッセージと感じました。地方企業でも戦略次第とのこと。

非常に具体的でわかりやすい、中小企業の社長様にぜひ読んでいただきたい1冊です。

税理士 山 口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の6月11日掲載のものです。

今知っておきたい相続の話

その51

『相続放棄の期間伸長と放棄をする際の注意点』

<Q>

私には、県外に一人暮らしの兄がおりましたが、先日警察からその兄が亡くなったという知らせが届きました。兄とは疎遠であったため、自宅の土地建物以外にどんな財産が残されているかわかりません。ただ、一つ気がかりなことがあります。それは借金のことです。

過去に兄は他人の保証人になっていたことがあり、今回兄の遺産を相続すると借金も背負うことになるのではという不安があります。

借金が多くて相続放棄をしたい場合は、3ヶ月以内に家庭裁判所に申述を行わなければならないと聞きましたが、その3ヶ月以内にプラスの財産とマイナスの財産（借金）を調べて、相続するのか放棄するのかを決めるのは難しい状況です。

このようなときは、どう対処したらよろしいでしょうか。

<A>

1. 相続放棄の期間は原則3ヶ月

相続放棄とは、亡くなった方（被相続人）の財産を一切引き継がない法的手続きのことをいいます。

預貯金や不動産といったプラスの財産も、借金や未払金などのマイナスの財産もすべて放棄することになります。

相続放棄は、相続が始まってから3ヶ月以内に家庭裁判所に申述する必要があります。

2. 期間のカウントはいつスタートするか

民法では「自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内」と定められています。

「相続の開始があったことを知った時」とは、通常「被相続人が亡くなった日」になります。

3. 相続放棄の期間を過ぎると、原則相続した扱いになる

3ヶ月以内に相続放棄の手続きを行わない時は、亡くなった人のすべての権利や義務を引き継ぐこと（単純承認）したものとみなされます。

もし被相続人に多額の借金があったなら、相続人はそれを引き受けることになります。

4. 相続放棄の期間は伸長できる

やむを得ない事情があり、3ヶ月期間内に相続放棄を決断できない場合には、期間を延ばせる制度があります。

その場合、申立書と添付資料を添えて家庭裁判所に申立てます。伸長が認められたら、たとえば不動産がいくらで売却できるのか、借金の内容や保証人になっていなかったか等を詳しく調べ、相続するのか、それとも相続放棄をするのかを決めることができます。

相続放棄の期間延長が認められやすい主な理由は次のとおりです。

- ① 財産や債務の調査に時間がかかる
- ② 相続人の調査・特定が困難
- ③ 相続人が海外や遠方に住んでいる
- ④ 相続人の健康上の問題

等々

5. 亡くなられた方の預貯金を引き出して使った場合

相続人が相続財産の全部または一部を処分したときは単純承認したとみなされます。相続財産の処分行為とは、財産の売買や譲渡、家屋の取り壊しなどが含まれます。具体的には亡くなられた方の預貯金を解約して使ったり、不動産を売却するケースが含まれますので注意が必要です。

6. 亡くなられた方の債務を支払った場合

相続放棄すれば、亡くなられた方の債務を支払う必要はありません。しかし、相続財産から債務を支払うと単独承認とみなされ相続放棄できなくなる可能性がありますので、相続放棄を検討している場合は何も支払わないことが大事です（常識の範囲内での葬祭費用の支払いは認められています）。

7. 相続税の申告期限は10ヶ月以内

相続財産の全容が不明でも、把握できている財産の合計が「基礎控除額（3000万円＋600万円×法定相続人の数）」を超える場合は相続税の申告と納税が必要です。

この場合、期限（死亡から10ヶ月以内）内に暫定的な申告を行い、財産が判明した後に「修正申告」または「更正の請求」を行うこととなります。

8. 遺産分割が未了の場合

遺産の分割が確定していない場合は、法定相続分に従って財産債務を取得したものとして相続税を計算する「未分割申告」として期限内に申告する必要があります。後日、遺産分割が成立したら「修正申告」または「更正の請求」を行うこととなります。

なお、未分割で相続税の申告をする場合は、「配偶者の税額軽減」「小規模宅地等の特例」などの適用が原則として受けられません。

もともと、申告時に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付しておけば、3年以内に分割が成立した際に更正の請求を行い、これらの特例を適用できる場合があります。

9. 期限までに申告しないと

相続税の申告義務があるのに期限までに申告しない場合は、「無申告加算税」「延滞税」などが課されることとなりますので注意が必要です。

まずは、専門家に相談することをお勧め致します。

弊事務所では、**無料**で相談を受け付けております。

お気軽にお問い合わせください。

(電話0256-52-6869)



もしも明日、社長が倒れたら？

「死亡」ではなく「働けないリスク」に備える企業防衛

―― 医療技術の進歩で変わる、中小企業の新たなBCP（事業継続計画）のカタチ

「自分が万が一の時は、死亡保険に入っているから大丈夫」そう安心していませんか？実は、現代の経営リスクで最も盲点になりやすいのが、死亡ではなく「がん・脳血管疾患・心疾患などで、生きたまま長期療養を余儀なくされるリスク」です。社長が不在のまま会社をどう維持するか。その具体策を考えます。

1. 死なないけれど戻れない「生存リスク」の現実

現代の日本の医療技術は目覚ましく進歩しており、かつては致命的だった大病を患っても「一命を取り留める」ケースが劇的に増えています。しかしそれは同時に、「一命を取り留めた後の、長いリハビリ期や療養期」が発生することを意味します。

社長が数ヶ月、あるいは年単位で前線から離脱せざるを得なくなったとき、経営陣や現場の従業員だけでこれまで通りの売上を維持できるでしょうか。ワンマン経営や小規模企業ほど、トップの長期離脱はダイレクトに業績へと直撃します。

2. 社長が長期不在になったときに直面する「3つの危機」

トップが病床に伏している間も、会社の時計は止まりません。具体的には以下の3つの壁が同時に押し寄せます。

① 止まらない固定費

売上が減少しても、オフィスの家賃、従業員の給与、借入金の返済などは1円も減らずに毎月発生し続けます。

② 社長自身の役員報酬

働けなくても社長やご家族の生活を守るため、役員報酬を支払い続ける必要がありますが、これが会社の資金繰りをさらに圧迫します。

③ 対外的な信用不安

「社長が入院したらしい」という噂は、取引先や金融機関に不安を与え、新規取引の買い控えや融資の慎重化を招く恐れがあります。

3. 解決策：生命保険を「生存時の事業継続資金」として活用する

「死亡保障（定期保険など）」は、社長が亡くなった後にお金が入る仕組みのため、闘病中の会社維持には使えません（※一部特約を除く）。今、企業防衛において見直しが進んでいるのが、「生前に給付金が受け取れる保険」の法人活用です。

■ 見直しのポイントと具体的な備え

- 三大疾病保障保険の活用：がん・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態になった際、まとまった一時金を「法人」が受け取れるようにします。これを運転資金や役員報酬の財源に充てます。
- 就業不能保険（ドクターストップへの備え）：長期療養で働けなくなった日数に応じて、月々一定額の給付金が会社に支払われる仕組みを構築します。
- 公的保障の限界を知る：経営者（役員）には、会社員のような「傷病手当金（最長1年6ヶ月）」が原則として支給されません。そのため、民間保険での自助努力の必要性が高くなります。

4. 経営計画と一緒に「リスクの棚卸し」を

このリスクマネジメントで最も大切なのは、「会社が何ヶ月持ちこたえられるか」を事前に把握しておくことです。現在のキャッシュフローと固定費を計算し、社長が3ヶ月不在だった場合、半年不在だった場合に必要な「必要防衛資金」をあらかじめ算出しておきましょう。

【当事務所からのご案内】

「うちの会社、社長が倒れたら何ヶ月持つ？」そんなシミュレーションや、現在加入している保険が「働けないリスク」に対応しているかどうかの証券診断をいつでも承っております。少しでも不安を感じられたら、ぜひ決算や面談の際にお気軽にご相談ください。

伊藤 寛峻

令和 8 年度税制改正について

令和 8 年 4 月に「令和 8 年度税制改正」が発行されました。
その改正の中から今回は所得税関係の改正の一部を紹介させていただきます。

1. 基礎控除額の引き上げ

2 年ごとに物価上昇に連動して引き上げることとして、基礎控除額の（特例）加算額が増額され、所得金額ごとの基礎控除額は次の通りになります。

合計所得金額		令和 7 年分	令和 8 年・9 年分
132 万円以下		95 万円	104 万円
132 万円超	336 万円以下	88 万円	104 万円
336 万円超	489 万円以下	68 万円	104 万円
489 万円超	655 万円以下	63 万円	67 万円
655 万円超	2,350 万円以下	58 万円	62 万円
2,350 万円超	2,400 万円以下	48 万円	48 万円
2,400 万円超	2,450 万円以下	32 万円	32 万円
2,450 万円超	2,500 万円以下	16 万円	16 万円
2,500 万円超		—	—

2. 給与所得控除の最低保証額の引上げ

基礎控除と同様に、2 年ごとに物価上昇に連動して引き上げることとして、現行の給与所得控除 65 万円が引き上げられ、収入金額ごとの給与所得控除額は次の通りとなります。

給与収入の合計額		令和 7 年分	令和 8 年・9 年分
190 万円以下		65 万円（最低保証額）	74 万円（最低保証額）
190 万円超	220 万円以下	収入金額×30%+8 万円	74 万円（最低保証額）
220 万円超	360 万円以下	収入金額×30%+8 万円	} 改正なし
360 万円超	660 万円以下	収入金額×20%+44 万円	
660 万円超	850 万円以下	収入金額×10%+110 万円	
850 万円超		195 万円	

3. 通勤手当の非課税限度額の見直し

通勤のため自動車その他交通用具を使用することを常例とする者が受ける通勤手当について、片道 55 km以上の区分において以下の改正が行われました。

通勤距離の区分	改正前	改正後
片道 55 km以上 65 km未満	38,700 円	38,700 円
片道 65 km以上 75 km未満		45,700 円
片道 75 km以上 85 km未満		52,700 円
片道 85 km以上 95 km未満		59,600 円
片道 95 km以上		66,400 円

4. 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

前回本規定を見直した昭和 59 年から物価が上昇しており、従業員の平均的なランチ代も増えていることを考慮し、令和 8 年 4 月 1 日以降に支給する食事・金銭を対象として、食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額を月額 3,500 円から月額 7,500 円に引き上げる改正が行われました。

【参考】

役員又は使用人が使用者から食事の現物支給を受ける場合、次の 2 つの要件を満たすときは、当該役員又は使用人が食事の支給により受ける経済的利益はないものとされています。

- ① 当該役員又は使用人から実際に徴収している対価の額が、当該食事の価額の 50%相当額以上であること。
- ② 当該食事の価額からその実際に徴収している対価の額を控除した残額が月額 7,500 円以下であること。

つまり、①従業員の方が食事金額の 50%以上を負担し、かつ、②会社負担が月額 7,500 円以下のとき、その会社負担分の金額については、従業員の給与として所得税が課税されないこととなります。

5. 青色申告特別控除額の見直し

デジタル時代に即した記帳や申告を一層推進するという観点から、青色申告の要件が見直され、次の通りになります。

現行の要件	控除額	改正後の要件（令和9年分～）
	75万円	複式簿記+電子申告+以下のいずれか ・優良な電子帳簿の保存 ・請求書データ等との自動連係
複式簿記 +電子申告 or 以下のいずれか ・優良な電子帳簿の保存 ・請求書データ等との自動連係	65万円	複式簿記+電子申告
複式簿記+紙申告	55万円	廃止
簡易簿記	10万円	複式簿記+紙申告
		簡易簿記 (前々年収1,000万円以下)
	0円	簡易簿記 (前々年収1,000万円超)

なお、この改正については、令和9年度分の所得税確定申告（令和10年3月15日申告期限）から適用となります。

上記内容の他、ご不明点がございましたら、遠慮なくお尋ねください。

担当：山口真広

◆◇ 事務所からのお知らせ ◇◆

- 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)

※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

◆◇ あとがき ◇◆

中東情勢の緊迫化などを背景とした原油由来の原材料（ナフサ）の不足により、カラー印刷に必要なインクの調達が不安定になっているため各企業で様々な対応がとられています。

なかでも、カルビーのポテトチップスなどのパッケージが白黒に変更になり、中々の衝撃映像です。

インクを2色にすることで使用料を半分程度に抑えられるそうですが、哀しい気持ちになってしまいました。いかに『彩り』が、商品購買意欲に関係しているかということがわかります。

また、世界最大の生産国であるブラジルなどで、天候不順と柑橘類の病気による不作が深刻化していることや、為替の影響による円安の影響のためオレンジの価格が高騰しているそうです。ある商品は、アップルジュースに比べて倍の値段になっていて、こちらも哀しい気持ちです（涙）

世界情勢や、天候に対して自分ではどうすることもできませんし、哀しい気持ちになってばかりもいられません！ちょっとした工夫で、少しでも明るく楽しく生活できるようにしたいと思います。

鶴巻博子

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

http://www.yamanobo-zeirishi.jp/ e-mail:yn@tkcnf.or.jp